

# 青森県報

第二百七十六号

令和三年  
二月二十六日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定…………… (環境保全課 ……)
- 生活保護法による医療機関の指定…………… (健康福祉 ……)
- 生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出…………… (同 ……)
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出…………… (同 ……)
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出…………… (同 ……)
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出…………… (同 ……)
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出…………… (同 ……)
- 救急病院の設置…………… (医療業務課 ……)
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… (障害福祉課 ……)
- 公共測量の実施…………… (監 理 課 ……)
- 証紙売りさばきの廃止…………… (会計管理課 ……)
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出…………… (西北地域 ……)

### 公 告

○大規模小売店舗の変更の届出…………… (商工政策課 ……)

### 告 示

#### 青森県告示第百十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

令和三年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
中泊町小泊不燃物処理場指定区域	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第三号イ（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第一号）に規定する市町村により一般廃棄物の埋立処分の用に供された場所であつて廃止されたもの	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一―五九の一

#### 青森県告示第百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

堀口歯科医院	名称	所在地	年月日
	三沢市堀口一丁目一五の一一		令和 三・二・四

青森県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十条の三第二号の規定により告示する。

令和三年二月二十六日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	主たる事務所の所在地	
合同会社 サイン	三戸郡階上町 大字角柄折 東平四の八五	名称	所在地	令和 三・一・一
タースセン ターサイン	三戸郡階上町 前西一丁目九 の二五六〇	名称	所在地	
		名称	所在地	
		名称	所在地	

青森県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年二月二十六日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分		変更年月日
				名称	主たる事務所の所在地	
合同会社 サイン	三戸郡階上町 大字角柄折 東平四の八五	合同会社 サイン	三戸郡階上町 大字角柄折 東平四の八五	名称	居宅介護事業所	令和 三・一・一
訪問看護	三戸郡階上町 前西一丁目九 の二五六〇	訪問介護	三戸郡階上町 前西一丁目九 の二五六〇	名称	居宅介護事業所	
名称	名称	名称	名称	名称	居宅介護事業所	
名称	名称	名称	名称	名称	居宅介護事業所	

青森県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年二月二十六日

青森県知事 三村 申 吾

区分	名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	変更年月日

変更後	変更前	区 分	
サイン 合同会社	サイン 合同会社	名 称	居 宅 介 護 事 業 者
の折町三戸郡階上 八字大字角柄 五東平四	の折町三戸郡階上 八字大字角柄 五東平四	主たる事務 所の所在地	居 宅 介 護 事 業 者
訪問介護	訪問介護	類 種	居 宅 介 護 事 業 者
サイン ヘルパー センター	サイン ヘルパー センター	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
八丁三戸郡階上 〇目九の西一 六	五丁三戸郡階上 六〇目九の西一 〇	所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所
	令和 三・一・一	年 月 日	変 更

青森県知事 三 村 申 吾

令和三年二月二十六日

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県告示第百二十四号

変更後	変更前
サイン 合同会社	サイン 合同会社
の折町三戸郡階上 八字大字角柄 五東平四	の折町三戸郡階上 八字大字角柄 五東平四
訪問看護	介護予防 訪問看護
サイン インターサ イン	サイン インターサ イン
八丁三戸郡階上 〇目九の西一 六	五丁三戸郡階上 六〇目九の西一 〇
	令和 三・一・一

変更後	変更前	区 分	
サイン 合同会社	サイン 合同会社	名 称	介 護 予 防 事 業 者
の折町三戸郡階上 八字大字角柄 五東平四	の折町三戸郡階上 八字大字角柄 五東平四	主たる事務 所の所在地	介 護 予 防 事 業 者
訪問看護	介護予防 訪問看護	類 種	介 護 予 防 事 業 者
サイン インターサ イン	サイン インターサ イン	名 称	介 護 予 防 事 業 所
八丁三戸郡階上 〇目九の西一 六	五丁三戸郡階上 六〇目九の西一 〇	所 在 地	介 護 予 防 事 業 所
	令和 三・一・一	年 月 日	変 更

青森県知事 三 村 申 吾

令和三年二月二十六日

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県告示第百二十五号

変更後	変更前
サイン 合同会社	サイン 合同会社
の折町三戸郡階上 八字大字角柄 五東平四	の折町三戸郡階上 八字大字角柄 五東平四
訪問看護	訪問看護
サイン インターサ イン	サイン インターサ イン
八丁三戸郡階上 〇目九の西一 六	五丁三戸郡階上 六〇目九の西一 〇
	〃

青森県告示第百二十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和三年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
弘前市立病院	弘前市大字大町三丁目八の一	令和六年三月二十六日
三戸町国民健康保険 三戸中央病院	三戸郡三戸町大字川守田字沖中九の一	令和六年三月二十八日

青森県告示第百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和三年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
医療法人白生会	医療法人白生会	五所川原市字旭町二〇の六	居宅介護	医療法人白生会ヘルパーステーション旭	五所川原市字旭町一八の四白生会旭日寮	令和三年三月三十一日
医療法人白生会	医療法人白生会	五所川原市字旭町二〇の六	重度訪問介護	医療法人白生会ヘルパーステーション旭	五所川原市字旭町一八の四白生会旭日寮	〃

青森県告示第百二十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所
- 二 測量の種類  
公共測量（三級基準点測量）
- 三 測量の期間  
令和二年十一月十九日から令和三年一月二十九日まで
- 四 測量の地域  
五所川原市大字藻川

青森県告示第百二十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和三年二月十五日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和三年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名  
青森市金沢一丁目三の六  
立田 宏秋
- 二 売りさばき場所

青森市金沢一丁目三の六

青森県告示第百三十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	期 間	場 所
加入区 の名称	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
鯹ヶ沢町	西津軽郡鯹ヶ沢町大字本町三八 富田 重基 西津軽郡鯹ヶ沢町大字田中町五二 小山内 秀人 西津軽郡鯹ヶ沢町大字浜町七九の一 三ツ谷 孝幸	令和三年二月 二十六日から 同年三月十二 日まで 鯹ヶ沢町漁 業協同組合

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブセンター八戸長苗代店

八戸市大字長苗代字前田五三の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階

代表取締役 秦雅秀

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	駐車場の出入口の位置	四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）	令和 三・四・一
		五か所（位置は、届出書添付図面のとおり）	

四 届出年月日

令和三年二月十二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和三年二月二十六日から同年六月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年六月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二門屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円